

様式第2号の2（第3条関係）

平成 年 月 日

石巻市長 殿

申請者 法人番号
 本店所在地 〒
 法人名
 代表者氏名 印
 電話番号

法人市民税減免申請書

東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例第6条の規定に基づき、法人の市民税の法人税割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。
 なお、減免の措置について、市が別に行う被害に関する調査結果等に基づき決定することを承諾いたします。

1 減免申請に係る事業年度の法人税割の状況

事業年度	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
法人市民税 (法人税割額)	13.7% ()	課税標準額 ①	税 額 ②
		, 000円 ②	00円
減免後の税額	減免税率(12.3%)	①×12.3%	③ 00円
	③ × 10/100	該当する場合(資本金等の額300万円未満)	④ 円
	減免後の税額	③-④ 100円未満切上げ	⑤ 00円
減免申請額	減免を受けようとする税額④ (⑤-②)		⑥ 00円

平成23年3月11日の属する事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額等 ⑦ 円

資本金の額又は出資金の額が300万円未満の法人、資本又は出資を有しない法人等の場合のみ記入ください。

東日本大震災により生じた損失の額						
損失の種類	特別損失				繰延資産 ⑫	合 計 (⑪+⑫) ⑬
	棚卸資産に係 るもの⑧	固定資産に係 るもの⑨	その他特別損失 に係るもの⑩	小計⑪ (⑧+⑨+⑩)		
資産の滅失により生 じた損失の額 (1)						
被害資産の原状回復 のための費用の額 (2)						
その他震災に関連す る費用の額 (3)						
震災により生じた損失の額の合計 (①+②+③) (4)						
(4)に補填された保険金 又は損害賠償金等の額 (5)						
差引震災により生じた損 失の額 ((4)-(5)) (6)						
本事業年度前の(6)⑬の額の合計					(7)	
東日本大震災により受けた損失の額((6)⑬+(7)⑬)					(8)	
貸借対照表 に計上され ている金額	貸借対照表の総資産の帳簿価格 (9)		貸借対照表の総負債の帳簿価格 (10)			
	当該事業年度に係る利益の額 (11)		当該事業年度に係る欠損金の額 (12)			
合計(9)-(10)-(11)+(12)				(13)		円
資本金の額又は出資金の額等の1/2の額 (円未満切り捨て) (13)×1/2				(14)		円

2 減免により発生した還付金を振り込む金融機関等

- (1) 金融機関名
- (2) 口座番号 普通 ・ 当座
- (3) 口座名義人 (ふりがな)

3 本申請の届出人

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 連絡先

記載上の注意事項等

- 1 「課税標準額①」欄及び「税額②」欄は、地方税法施行規則第20号様式（以下「申告書」という。）の次の欄に対応する額を記入してください。

税目等	課税標準額①	税額②
法人市民税（法人税割）	申告書の⑥又は⑦	申告書の⑩又は⑬

- 2 「減免申請額」の計算において百円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げてください。
- 3 「資本金の額又は出資金の額⑦」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度の申告書の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄の額を記入してください。
- 4 「本申請の届出人」欄は、関与税理士、経理担当者等の方を記入してください。
- 5 資本金等の額が300万円未満の法人で、震災により2分の1以上の損害を受けたことによる減免に該当する法人については、⑧～⑬、(1)～(14)欄にも記入してください。

資本金等の額が300万円未満の法人とは次の法人です。

- ・資本金の額又は出資金の額が300万円未満のもの
- ・資本又は出資を有しないもの
- ・石巻市市税条例（平成17年石巻市条例第55号）第23条第3項において法人とみなされるもの

ア 平成23年3月11日が属する事業年度（以下「震災事業年度」という。）の単年度では減免要件を満たしていたが、次の場合等において減免要件を満たさなくなった場合には、前事業年度の減免決定を取り消すこととなります。

- (1) 震災により生じた費用に補てんされる保険金又は損害賠償金等がある場合において、震災事業年度で計上しなかったが、震災事業年度後に計上した場合
- (2) 震災事業年度において見積額で計上していた損失額が、震災事業年度後の損失額の確定により、損失額が減額になった場合

イ ⑧～⑩については、損益計算書に計上されている特別損失に属する損失のうち震災により受けた損失の金額を記入してください。（震災の損失に関する特別利益の金額が生じる場合等は、基本的にその金額は損失額から控除します。）

ウ 「その他特別損失に係るもの⑩」欄は震災による操業・営業休止に伴う不稼働損、取引先に対する見舞金、復旧支援費用（債権の免除損を含む。）等を特別損失として計上した金額を記載してください。

エ 「繰延資産⑫」欄には、震災により受けた損失を繰延経理により繰延資産として貸借対照表に計上している時は、その金額を記載してください。

オ 「(4)に補てんされた保険金又は損害賠償金等の額」欄は、震災による損失に係る保険金、損害賠償金、補助金（家屋の解体、撤去に係る補助金等）等を記入してください。なお、当該額が損益計算書で特別利益等として計上されている場合も、震災により生じた損失によるものは記入します。

カ 「(9)～(13)」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度末日における貸借対照表に計上されている額を記入してください。

キ 「(11)・(12)」欄については、税引前の額を記入してください。

ク 震災事業年度後に次により震災による損失額が変更される場合は、(1)～(6)欄は必ず記入してください。

なお、変更がない場合に置いても、(7)～(14)欄は必ず記入してください。

- (1) 前事業年度までに計上されていなかった震災による特別損失、特別利益、繰延資産が生じた場合
- (2) 前事業年度までに計上した震災による見積もった損失額が確定した場合
- (3) その他、前事業年度までの震災による損失額を変更した場合

ケ 「(7)」欄には、前事業年度までの(6)⑬の額の合計額を記入してください。

コ 添付書類

- ・損益計算書 損益計算書で震災による特別損失又は特別利益の額が確認できないときは、その額が確認できる書類
- ・貸借対照表 貸借対照表で震災による繰延資産の額が確認できない時は、その額が確認できる書類
- ・その他必要と認める書類